

兵庫県若年がん患者妊孕性温存治療費助成事業について

1 事業概要

治療の影響で、将来の妊娠が見込めなくなるがん患者に対し、患者が将来に希望を持ってがん治療に取り組むことができるよう、妊孕性温存治療に要する経費を助成する。

2 補助対象者

がん治療により、生殖機能が低下又は失う恐れがあると診断された43歳未満の県民

3 所得制限（市によって独自設定をする場合あり。下記「5」参照。）

区分	所得の要件
未婚かつ未成年の場合	妊孕性温存治療を受けた者と生計を一にする親権者全員の所得額の合計が400万円未満
未婚かつ成年の場合	妊孕性温存治療を受けた者の所得額が400万円未満
既婚の場合	妊孕性温存治療を受けた者及びその配偶者の所得額の合計が400万円未満

4 実施主体：市町

5 令和2年度実施市町と申請先

市町名	所管課	電話番号	事業開始予定月等
神戸市	健康企画課	078-322-6517	令和2年4月 ※受付開始は、4月中旬頃
姫路市	保健所予防課がん検診担当	079-289-1555	令和2年4月 ※対象者の所得制限なし
相生市	子育て元気課	0791-22-7168	令和2年4月
豊岡市	健康増進課	0796-24-1127	令和2年4月
赤穂市	保健センター	0791-46-8701	令和2年4月
西脇市	健康課	0795-22-3111	令和2年4月
養父市	健康課	079-662-3167	令和2年7月
多可町	健康課	0795-32-5121	令和2年4月
播磨町	すこやか健康グループ	079-435-2611	令和2年4月 ※対象者の所得制限は、730万円未満
福崎町	健康福祉課	0790-22-0560	令和2年4月
上郡町	保健センター	0791-52-2188	令和2年4月 ※対象者の所得制限なし

※ 実施市町は、令和2年3月30日時点で確実に次年度実施予定の市町のみを記載しています。

令和2年度中に上記以外の市町で事業開始の可能性もあります。

※ 対象者は、がんと診断されてから妊孕性温存治療が終了するまでの間、当該市町に在住している方です。

※ 各市町の申請書類は確定次第、当該市町のホームページに掲載しますので、ご確認願います。

6 補助額

	対象治療	助成額
女性	卵巣組織の凍結	所要額の1/2（上限額300千円）
	卵子、胚の凍結	所要額の1/2（上限額200千円）
男性	精巣内精子の凍結	所要額の1/2（上限額200千円）
	精子の凍結	所要額の1/2（上限額25千円）

7 指定医療機関

妊孕性温存治療の内容	医療機関
精子の採取凍結（手術を伴う場合を含む）	がん治療主治医から紹介を受けた医療機関
卵子、卵巣組織の採取凍結又は胚（受精卵）の凍結	公益社団法人日本産科婦人科学会の「医学的適用による未受精卵子、胚(受精卵)および卵巣組織の凍結・保存に関する見解（平成31年4月改定）」に準じて妊孕性温存治療を行う医療機関

8 その他

- ・補助金申請に際し、医療機関に記載いただきたい様式(例)は、別紙1（妊孕性温存治療実施医療機関用）別紙2（がん治療実施医療機関用）のとおりです。（実施市町において、若干様式が異なる場合があります。）
- ・兵庫県特定不妊治療費助成事業と治療期間が重複する場合、双方での補助申請は認められません。
- ・市町への申請期限は治療終了後、3か月以内です。
- ・患者の状態により医師の判断で妊孕性温存治療を中止した場合、それまでに要した費用を申請することができます。